

素案

滑川市障害者福祉計画

滑川市

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨 -----	1
2	計画の位置づけ -----	1
3	計画の期間 -----	3
第2章	滑川市障害者福祉計画（第1期計画）の実施状況	
1	第1期計画の実施状況 -----	4
第3章	滑川市の現状と課題	
1	人口の構造とその推移 -----	8
2	障がい者の状況 -----	10
	（1）障がい者手帳所持者数の推移 -----	10
	（2）身体障がい者の状況 -----	11
	（3）知的障がい者の状況 -----	14
	（4）精神障がい者の状況 -----	16
	（5）障がい者の就労及び雇用状況 -----	17
3	滑川市障害者福祉計画アンケート調査結果 -----	19
	（1）アンケート調査の概要 -----	19
	（2）おもなアンケート調査結果 -----	20
第4章	計画策定の基本的考え方	
1	基本理念 -----	25
2	基本目標 -----	25
第5章	施策の展開	
	◇施策の体系図 -----	27
	基本目標1 保健、医療、教育及び療育の充実 -----	28
	基本目標2 理解と交流の促進 -----	32
	基本目標3 相談支援、福祉サービスの充実 -----	35
	基本目標4 就労の促進 -----	38
	基本目標5 権利擁護と虐待防止 -----	43
	基本目標6 生活環境の整備 -----	45
第6章	計画の推進に向けて	
1	計画の推進体制 -----	49
2	計画の進行管理 -----	49
3	計画の柔軟な運用 -----	50

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

滑川市では、平成14年3月に障害者基本法に基づく「障害者計画」として「滑川市障害者福祉計画」を策定し、障がい者福祉施策を進めてきました。

この間、障がい者をめぐっては、高齢化により障がいの重度化・重複化が進み、更に家族介護者の高齢化もあり、支援が必要な障がい者数は増加しています。

また、時代とともに障がい者が抱える生活課題や支援ニーズも一段と多様化・複雑化し、そうしたニーズに合わせ、障がい福祉サービスも多様化しています。

こうした状況の中、平成18年4月には、障がいのある人の地域生活と就労を促進し、自立を支援する観点から、障がい種別ごとに異なって提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを定めた「障害者自立支援法」が施行されました。

さらには、平成25年4月に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行され、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行なわれることとされます。

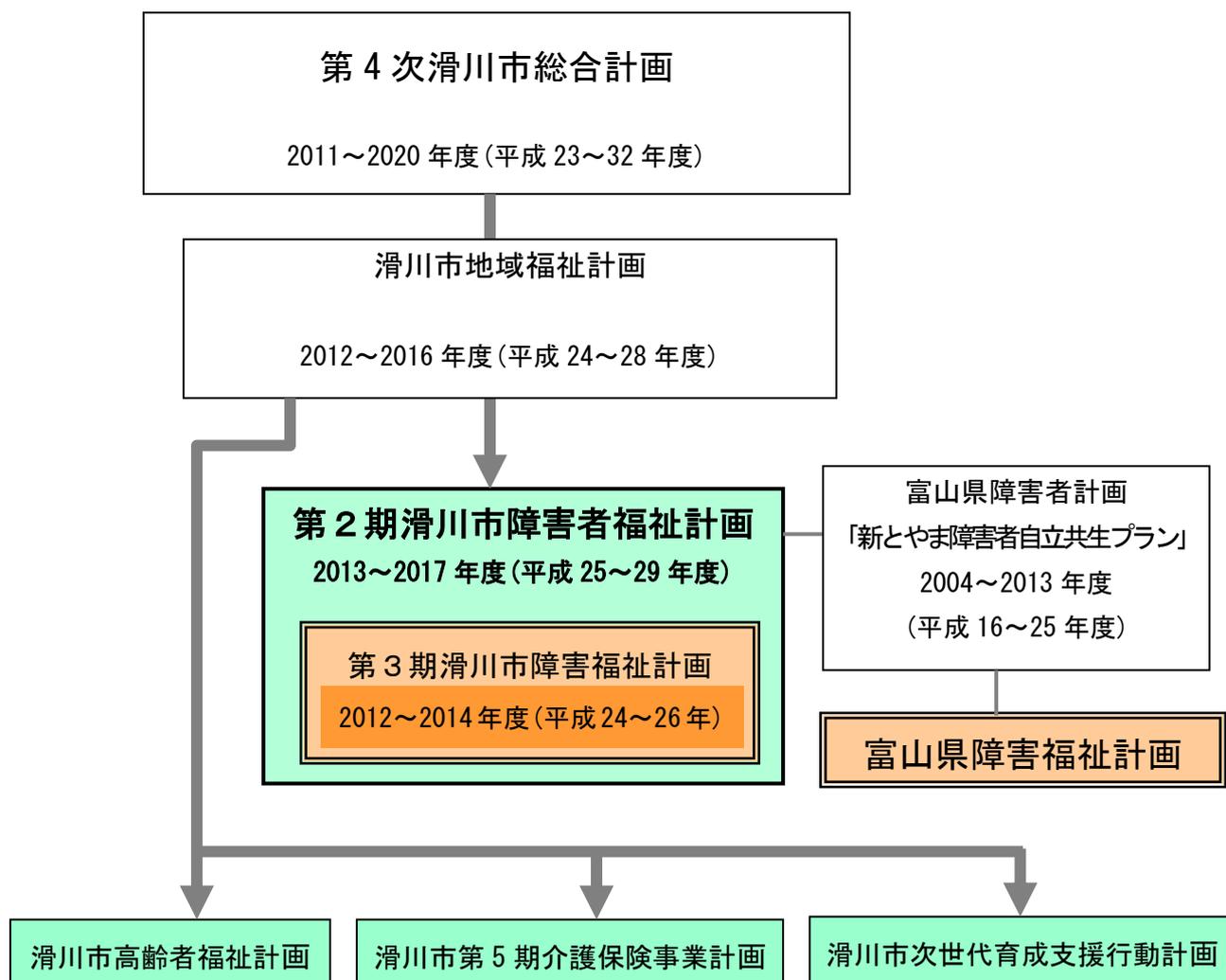
本計画は、これらの国の動向等を見極めながら、障がい者を取り巻く社会情勢や福祉ニーズを的確に捉え、積極的に障がい者施策を推進していく上での総合的な推進指針として策定するものです。

2 計画の位置づけ

障がい者の自立と社会参加への意欲の高まりや障がい者施策関係法令の整備など、障がい者を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

滑川市障害者福祉計画は、障害者基本法で定められている障がい者のための施策に関する基本的な方向を示し、「第4次滑川市総合計画」「滑川市障害福祉計画」との整合性を図るとともに、「滑川市地域福祉計画」等関連する他の計画と連携を図りながら、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画です。

◇第2期滑川市障害者福祉計画と各個別計画との関係



3 計画の期間

平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年とします。また、社会情勢や地域社会の変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
第 1 期滑川市障害者福祉計画 (H14～H23)			第 2 期滑川市障害者福祉計画 (H25～H29)								
第 2 期滑川市障害福祉計画 (H21～H23)			第 3 期滑川市障害福祉計画 (H24～H26)								
			滑川市高齢者福祉計画 (H24～H26)								
			滑川市第 5 期介護保険事業計画 (H24～H26)								
滑川市次世代育成支援行動計画 (H22～H26)											
			滑川市地域福祉計画 (H24～H28)								
			第 4 次滑川市総合計画 (H23～H32)								

第2章 滑川市障害者福祉計画（第1期計画） の実施状況

1 第1期計画の実施状況

平成14年3月に策定した滑川市障害者福祉計画（第1期）では、「やすらぎと生きがいのあるまちづくり」を目指して、各種事業に取り組んできました。

◆滑川市障害者福祉計画（第1期）の施策

基本理念

- 1 ノーマライゼーションの理念の普及
- 2 生活者としての権利の保障
- 3 自己決定権の尊重

計画実現目標

- 1 相互の理解と交流
- 2 社会的自立への支援
- 3 地域における自立生活への支援
- 4 住みよい環境づくり
- 5 スポーツ・レクリエーション活動等の促進

◆基本理念並びに計画実現に向けての具体的な取組み

1 相互の理解と交流に関する取組み

◇障害者週間における啓発活動

障害者週間において、障がい者の作品の展示、販売などを通じて、障がい者について正しい理解を持てるよう啓発活動を推進しました。

◇交流・ふれあい活動の支援

平成19年度にオープンした市民交流プラザ2階にボランティアセンター及び市民交流センターのスペースを確保し、高齢者、障がい者等各種団体の作品展示などが行われています。

◇ボランティア活動の推進

障がい者や障がいについて理解を深めてもらうため、ボランティアの集いや、小・中・高校生を対象とした夏休みボランティア体験講座の開催を行いました。

2 社会的自立への支援に関する取組み

◇障がい児教育の推進

市内の12箇所、すべての保育所（園）において障がい児を受け入れるための人員配置、施設整備等を行っています。また、小中学校においては、障がいのある児童、生徒の学校生活を支援するため、スタディ・メイトを配置しています。

◇幼児ことばの教室、相談

専門の相談員が、ことばのことで悩みを持っている幼児等の相談や、指導を行っています。

◇障がい者の就労促進

就労継続支援事業所等による障がい者の就労を促進しました。

（市内就労継続支援B型事業所：あすなろ滑川、つつじ苑、れいんぼーめぐり滑川分所、ワン・ファームランド）

◇雇用の促進と安定

ハロワークと連携しながら、障がい者の就労の相談や支援を行い、また事業主には、障がい者雇用による助成金等の啓発に努め、障がい者雇用率は、平成23年実績では、1.82%で国の1.80%に達しています。

3 地域における自立生活への支援に関する取組み

◇障がいの発生予防体制の充実

地域包括支援センターが中心となって、一般高齢者を対象に、レクリエーションや創作活動、介護予防体操等の教室を開催し、地域での介護予防推進リーダーを養成し、サロン活動につなげています。

◇保健サービスの充実

壮年期を対象に夜間・休日の検診や講座を開催するなど、各年代層に応じて開催時間や内容を考慮した健康診査や教室、相談等を実施しています。

◇福祉サービスの充実

平成 18 年に障害者自立支援法が施行され、障がいのある人の地域生活と就労を促進し、自立を支援する観点から、障がい種別ごとに異なって提供されてきた福祉サービス（デイサービス、ホームヘルプ、施設入所等）や公費負担医療等（更生医療、育成医療、精神通院医療）について、共通の制度のもとで一元的に提供されています。

また、補装具や日常生活用具の給付、福祉利用券（入浴、理髪に利用）の交付や寝具の乾燥丸洗い・おむつ費用の助成も行っています。

◇情報提供・相談体制の充実

平成 18 年度に、滑川市、立山町、上市町及び舟橋村の 4 市町村の関係機関において滑川・中新川障害者地域自立支援協議会を設立し、障がい者が地域で安心して生活できるよう支援しています。

また、圏域内の相談支援事業所（社会福祉法人新川会地域生活相談室、地域生活支援センター自然房）が中心となって、障がい者の相談窓口設置やニーズの把握、福祉サービスの調整等のケアマネジメントを行っています。

◇コミュニケーション環境の整備

聴覚障がい者等の支援者として、手話奉仕員養成講座を実施しています。

また、平成 21 年度から滑川市社会福祉協議会に手話通訳コーディネータを設置し、聴覚障がい者の社会参加等を支援しています。

◇権利擁護の充実

地域包括支援センター、社会福祉協議会が中心となり、成年後見制度、日常生活自立支援事業の普及促進を図り、判断能力が不十分となった方のサポートを行っています。

◇障害者虐待防止センターの設置

平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、障害者虐待防止センターとして、休日や夜間においても速やかに対応できる体制を確保し、障がい者が尊厳を維持しながら安定した生活を送ることができるよう支援しています。

◇生活安定施策の充実

市単独の心身障害者年金、特別障害者手当等を支給しています。

4 住みよい環境づくりに関する取組み

◇道路、建築物等の整備

平成 15～16 年度に、段差解消事業として、市道滑川富山線、市道河端加島町線、高月加島町線に側溝蓋を設置し、バリアフリー化を図りました。

また、平成 19～20 年度に、オストメイト対応型トイレを、市民大ホール前公衆トイレ内やサン・アビリティーズ滑川、蓑輪温泉に整備しました。

◇災害時要援護者の支援

災害時における障がい者の被害を防止するため、平成 20 年度に災害時要援護者支援台帳を整備し、要援護者の見守り体制を促進しています。

◇交通・移動手段の整備充実

平成 19 年度に「市営バス」、「福祉バス」、「コミュニティバス」の一元化を図るとともに、低床式車両を導入し、コミュニティバス「のる my car」を運行しています。

また、生活圏の拡大や社会参加を促進するため、自動車運転免許証取得や自動車改造費の助成を行っています。

5 スポーツ・レクリエーション活動等の促進

◇スポーツ・レクリエーション活動の振興

障がい者が、家族やボランティア等と一緒に参加できるスポーツやレクリエーション大会を開催しました。

障がい者スポーツ大会の積極的な参加を促進しました。

第3章 滑川市の現状と課題

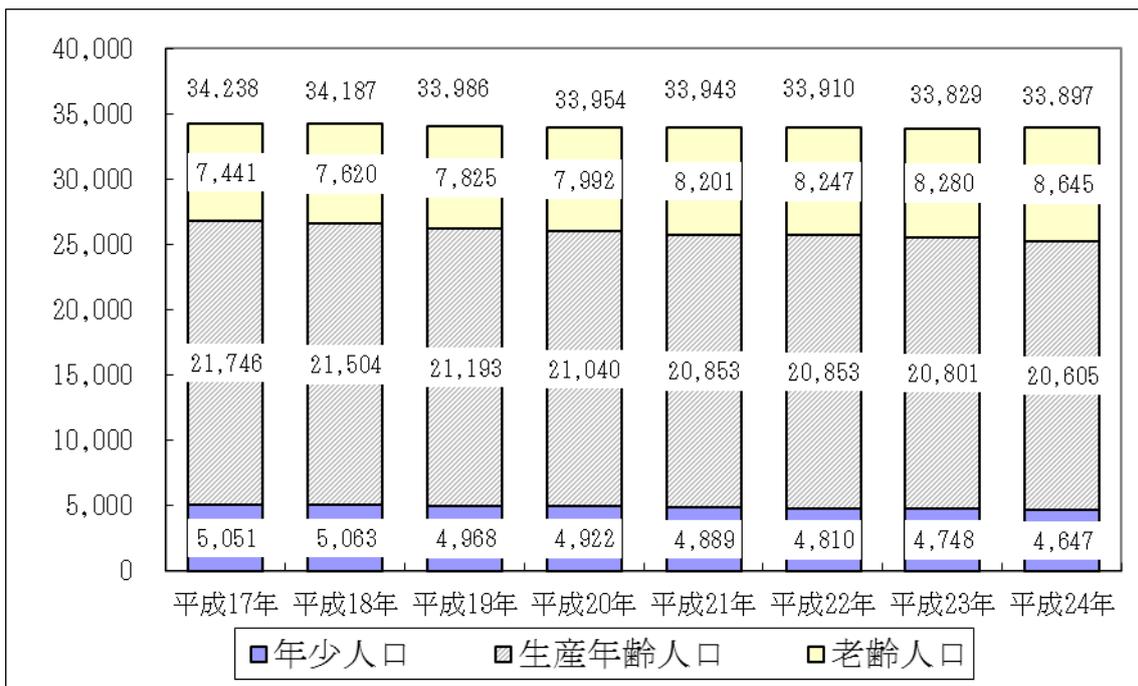
1 人口構造とその推移

本市の総人口は、昭和55年から緩やかに増加し、一時期には、34,000人を超えていましたが、平成19年には、34,000人を割り込んでしまい、毎年減少しています。人口構造については、年少人口及び生産人口が減少し高齢人口が増加する傾向が続くと予想されます。

年齢3区分別人口構成比をみると、14歳以下の年少人口の割合は減少し、65歳以上の老年人口は増加しています。平成24年の年少人口の割合は13.7%に対し、老年人口は25.5%で、11.8ポイントの差があり、高齢化が進んでいます。

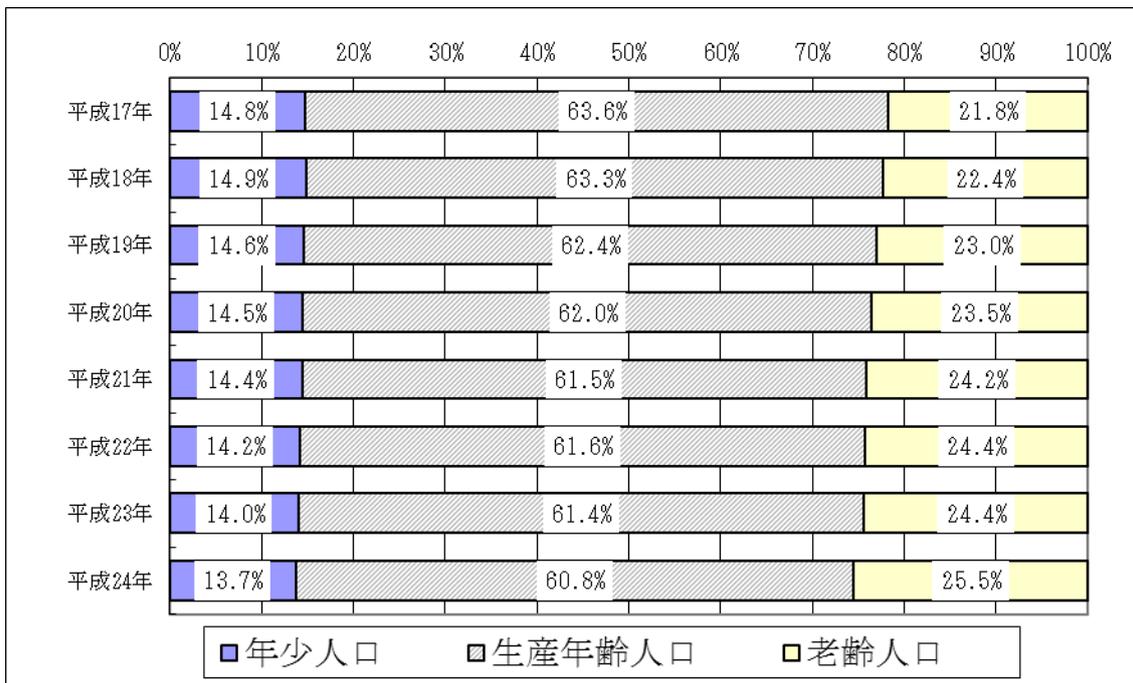
■人口の推移

(人)



各年10月1日現在（ただし、平成24年は外国人を含む）

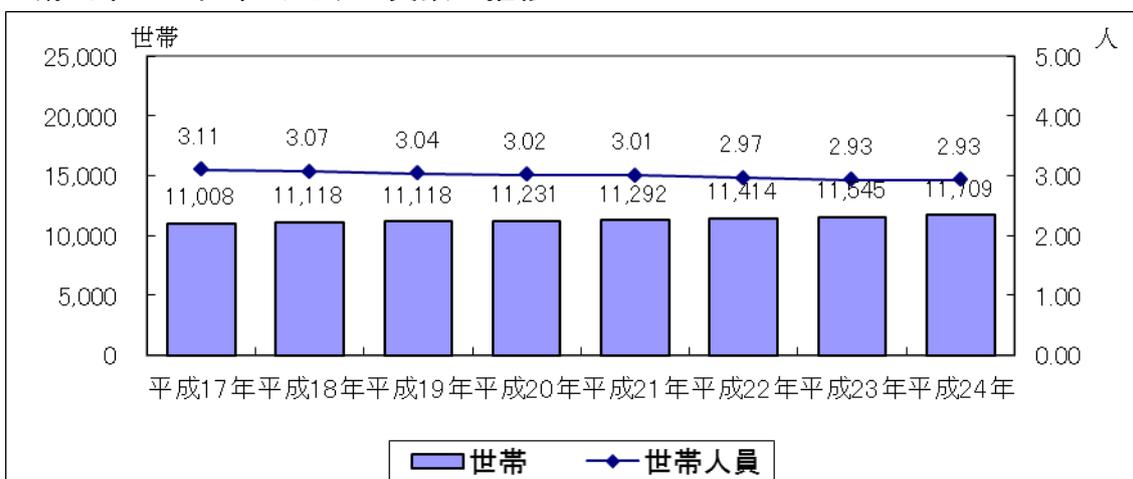
■ 年齢3区分別人口構成比



各年 10 月 1 日現在 (ただし、平成 24 年は外国人を含む)

総世帯数は増加傾向にあり、人口の伸びを上回っていることから、1 世帯当たりの人員は減少しています。平成 17 年には 3.11 人であった世帯人員が平成 24 年には 2.93 人となり、この間 0.18 人の世帯人員が減少しています。

■ 滑川市の 1 世帯当たり人員数の推移



各年 10 月 1 日現在 (ただし、平成 24 年は外国人を含む)

2 障がい者の状況

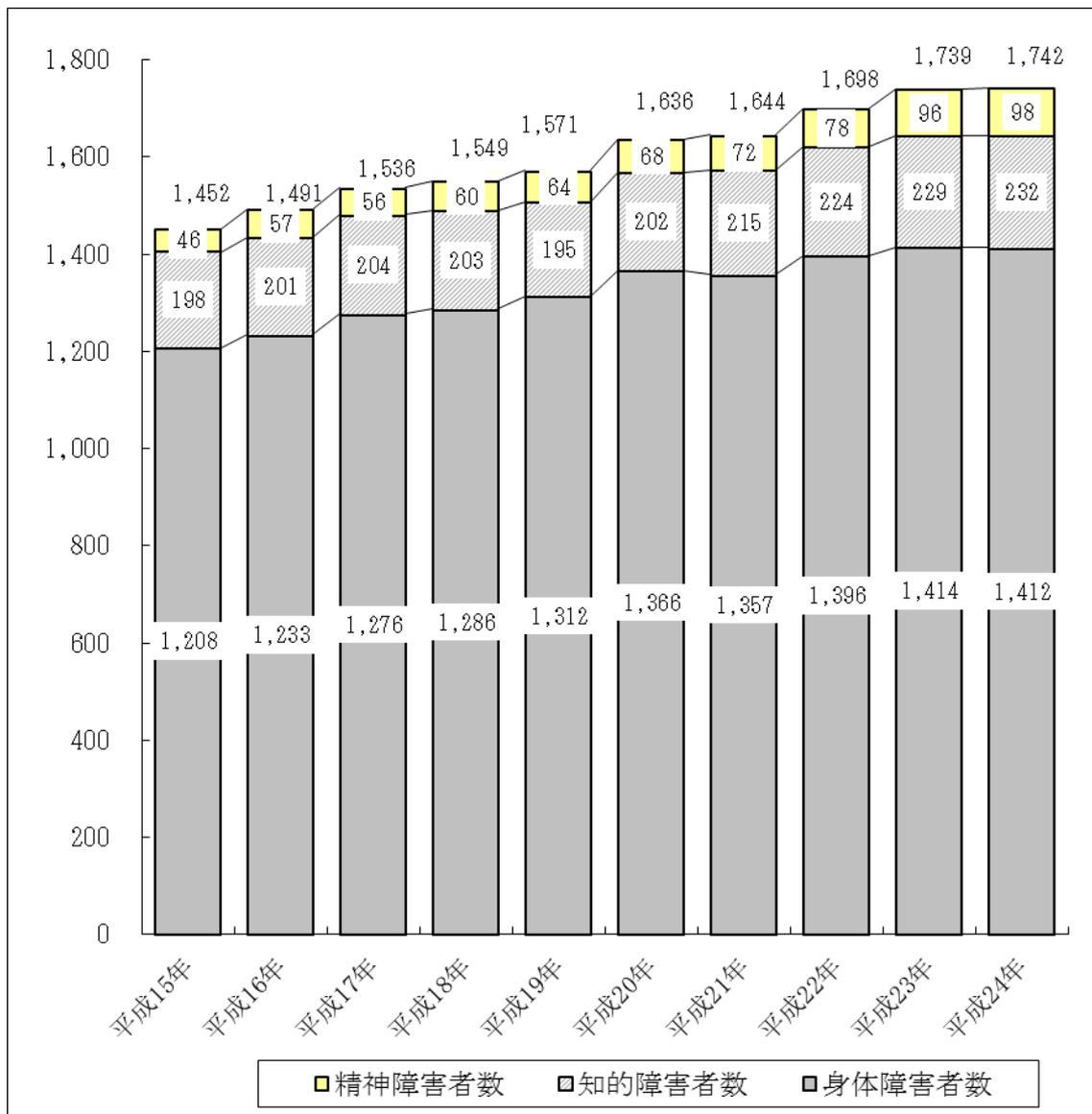
(1) 障がい者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、年々増加してきており、平成24年4月1日現在で1,742人となっています。

平成15年と比べると、身体障害者手帳所持者は16.9%の増加、療育手帳所持者数は17.2%の増加、精神障害者保険福祉手帳所持者は約2倍となっています。

■ 障害者手帳所持者数の推移

(人)



各年4月1日現在

(2) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳の所持者数は、平成24年4月1日現在で1,412人となっています。

等級別では、「1級」は339人、「2級」が224人と重度障害者が39.9%を占めています。

障害別では「肢体不自由」が736人と52.1%を占め、「内部障害」が462人、32.7%となっています。

年齢別でみると、「65歳以上」が959人と67.9%を占めています。

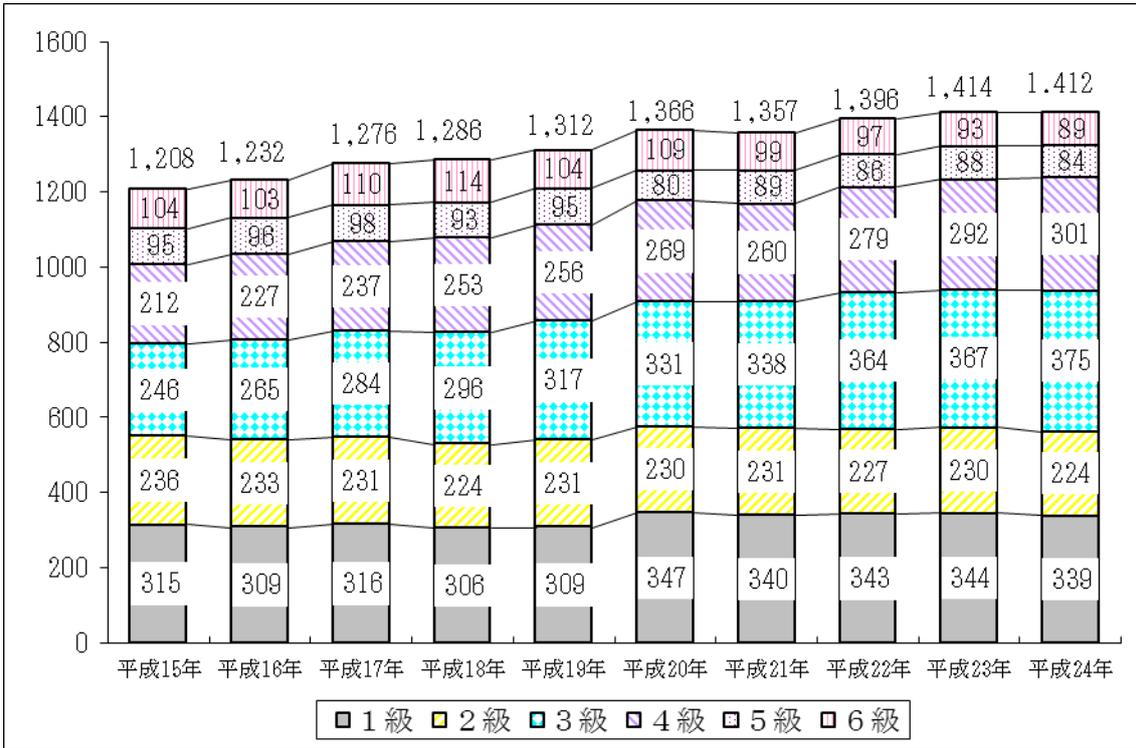
■ 身体障害者手帳所持者の障害別・等級・年齢・性別状況 (人)

区分	視覚	聴覚	平衡	音声 言語 そしゃく	肢体	内 部 障 害				合計	
						心臓	腎臓	呼吸器	膀胱 その他		
等級別	1級	24	6	0	0	142	92	70	3	2	339
	2級	25	32	1	1	157	6	0	0	2	224
	3級	9	11	0	7	141	195	2	10	0	375
	4級	6	17	0	10	188	33	2	7	38	301
	5級	9	0	0	0	75	0	0	0	0	84
	6級	10	46	0	0	33	0	0	0	0	89
	計	83	112	1	18	736	326	74	20	42	1,412
年齢階層別	18歳未満	1	6	0	0	22	8	1	1	1	40
	18～65歳	21	33	0	6	217	86	32	6	12	413
	65歳以上	61	73	1	12	497	232	41	13	29	959
	計	83	112	1	18	736	326	74	20	42	1,412

平成24年4月1日現在

■ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

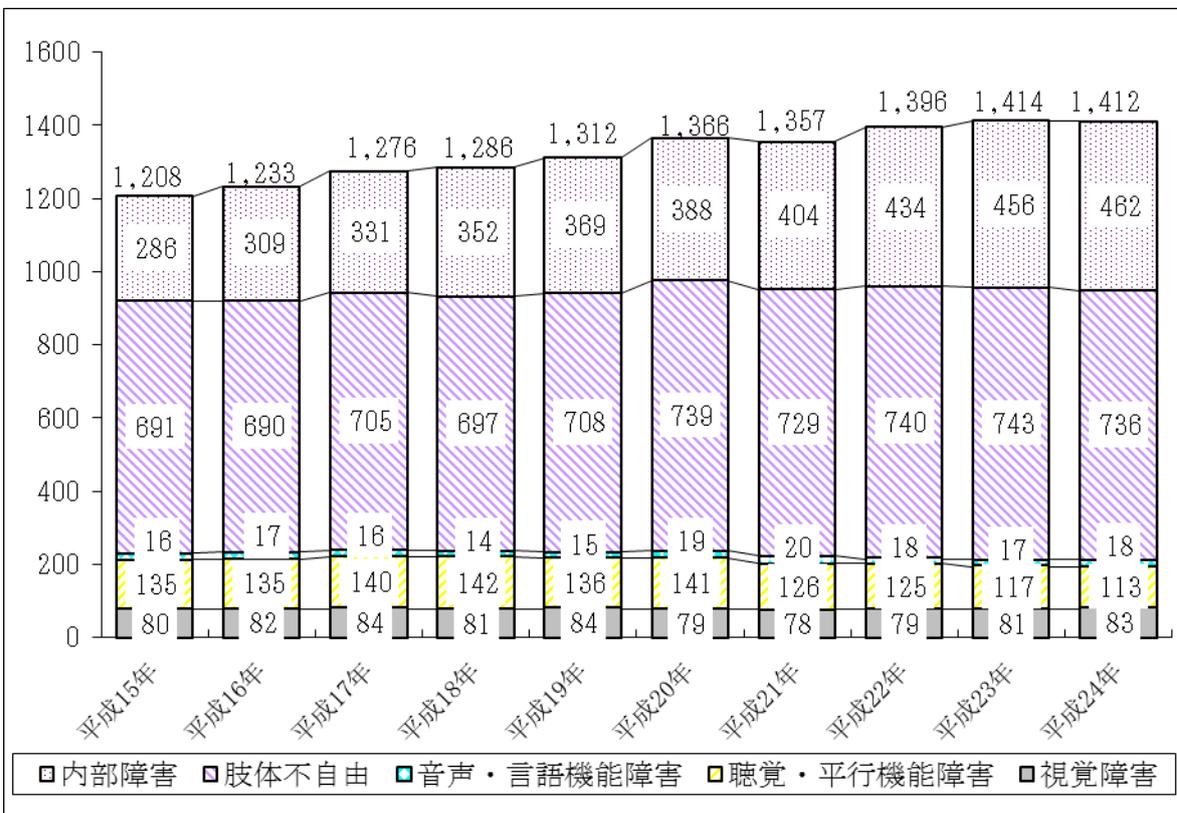
(人)



各年4月1日現在

■ 障害別身体障害者数の推移

(人)



各年4月1日現在

ここ数年の推移をみると、身体障害者手帳の所持者数は増加傾向にあり、等級別では特に「中度（3・4級）」の障害者が増加してきています。

また、障害別では、「内部障害」が平成15年の286人から平成24年は462人と、61.5%増加しています。

(3) 知的障がい者の状況

療育手帳の所持者数は、平成24年4月1日現在、232人となっています。「18歳以上」は185人と79.7%を占めています。障害の程度別では、「重度（A）」が91人、「中軽度（B）」が141人となっています。

■療育手帳所有者数 (人)

区 分	在 宅 者	施設等入所者	合 計
総 数	164	68	232
知的障害児 (18歳未満)	41	6	47
知的障害者 (18歳以上)	123	62	185

平成24年4月1日現在

■年齢階層別・性別療育手帳所有者数 (人)

区 分	男	女	合 計
5歳未満	1	3	4
5～9	9	3	12
10～14	16	4	20
15～19	16	5	21
20～29	23	14	37
30～39	33	10	43
40～49	16	21	37
50～59	16	7	23
60～64	10	8	18
65～69	3	4	7
70歳以上	9	1	10
計	152	80	232

平成24年4月1日現在

■障害の程度別療育手帳所有者数

(人)

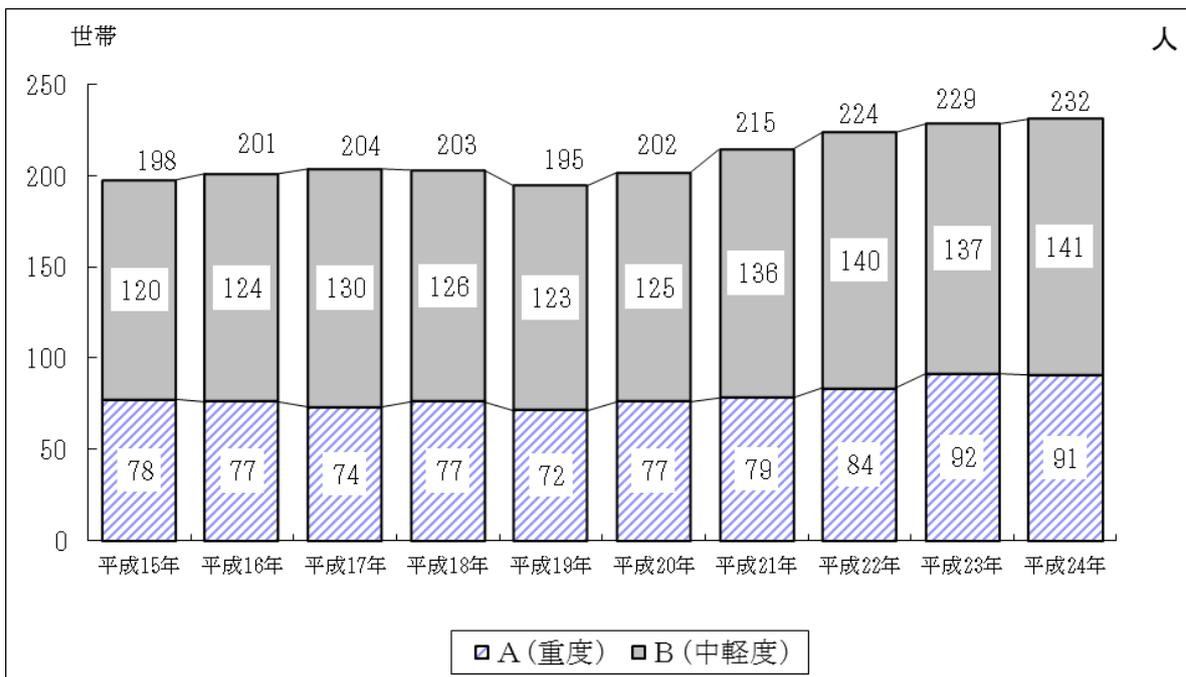
区 分	A(重度)	B(中軽度)	合 計
総 数	91	141	232
知的障害児 (18歳未満)	16	31	47
知的障害者 (18歳以上)	75	110	185

平成24年4月1日現在

ここ数年の推移をみると、A(重度)、B(中軽度)ともに横ばい傾向にあります。

■療育手帳所有者数の推移

(人)

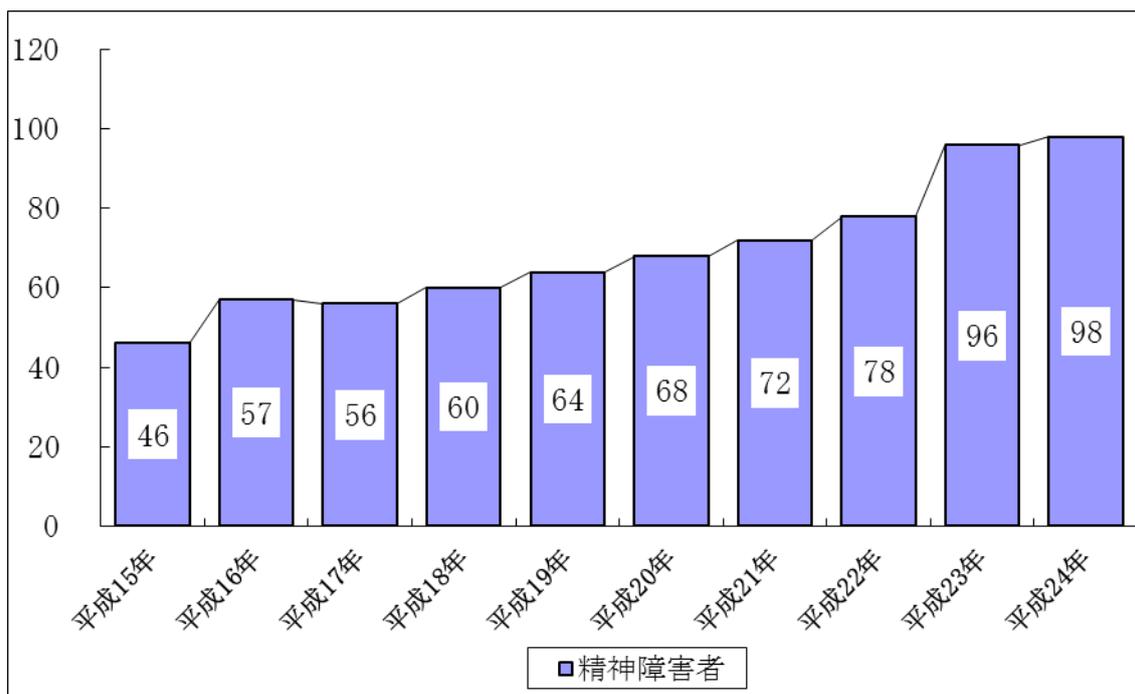


各年4月1日現在

(4) 精神障がい者の状況

精神保健福祉手帳の所持者数は、年々増加しており、平成24年4月1日現在、98人となっています。

■精神保健福祉手帳所持者数の推移 (人)



各年4月1日現在

(5) 障がい者の就労及び雇用状況

■障害者の就業紹介状況

<滑川公共職業安定所管内> (人)

区 分	新規求職者申込件数			就 職 件 数			新規登録者数		
	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神
平成 14 年度	36	12	6	13	4	2	24	5	4
平成 15 年度	42	8	3	9	6	1	31	7	3
平成 16 年度	48	15	5	23	10	0	33	11	4
平成 17 年度	45	6	4	27	5	2	26	1	2
平成 18 年度	43	10	5	20	6	4	29	6	4
平成 19 年度	56	15	15	28	6	8	21	7	6
平成 20 年度	55	15	14	26	8	5	29	11	10
平成 21 年度	48	8	15	29	4	11	31	3	14
平成 22 年度	55	13	18	28	12	8	31	6	11
平成 23 年度	53	15	24	38	7	12	27	10	12

■一般民間企業における障害者の雇用状況 <滑川公共職業安定所管内>(人・%)

区 分		平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
企業数	達 成	23	26	22	18	16
	未達成	16	11	15	18	21
	計	39	37	37	36	37
常用労働者数		6,432	6,302	5,991	5,661	5,546
算定基礎労働者数		6,193	6,077	5,736	5,453	5,668.5
身 体 障 害 者	重 度	27	22	18	17	17
	軽 度	42	52	40	34	31
	重 度 (短)	0	4	3	2	3
	軽 度 (短)	—	—	—	—	0
知 的 障 害 者	重 度	1	4	5	5	4
	軽 度	8	15	17	14	17
	重 度 (短)	0	0	0	1	2
	軽 度 (短)	—	—	—	—	0
精 神 障 害 者		1	3	4	6	8
	短時間	0	0	0	1	0
実 雇 用 率		1.73	2.07	1.92	1.86	1.82
法定雇用率達成企業 の割合		59.0	70.3	59.5	50.0	43.2

※1 重度の人数は実数×2

※2 法定雇用率 一般企業 1.8% (常用労働者数 56 人以上の企業)

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一定の割合(法定雇用率)に相当する人数以上の身体障害者又は知的障害者を常用労働者として雇用することが義

務付けられています。平成18年4月1日から、精神障害者についても雇用率の算定対象とすることとなりました。

3 滑川市障害者福祉計画アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を対象に福祉ニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

① 調査内容

- ・ 年齢、世帯(同居者)の状況
- ・ 悩んでいること、相談したいことについて
- ・ 福祉施策について

② 調査実施日

- ・ 平成 24 年 12 月

③ 調査方法

- ・ 障がい者手帳をお持ちの方から無作為に抽出した方に郵送
(精神障がい者については全員)

④ 調査対象者

	対象者数	調査対象者数	回答数	回答率
身体障がい者	1,412人	500人	293人	58.6%
知的障がい者	232人	100人	48人	48.0%
精神障がい者	96人	96人	45人	46.9%
合計	1,740人	696人	386人	55.5%

(2) おもなアンケート調査結果

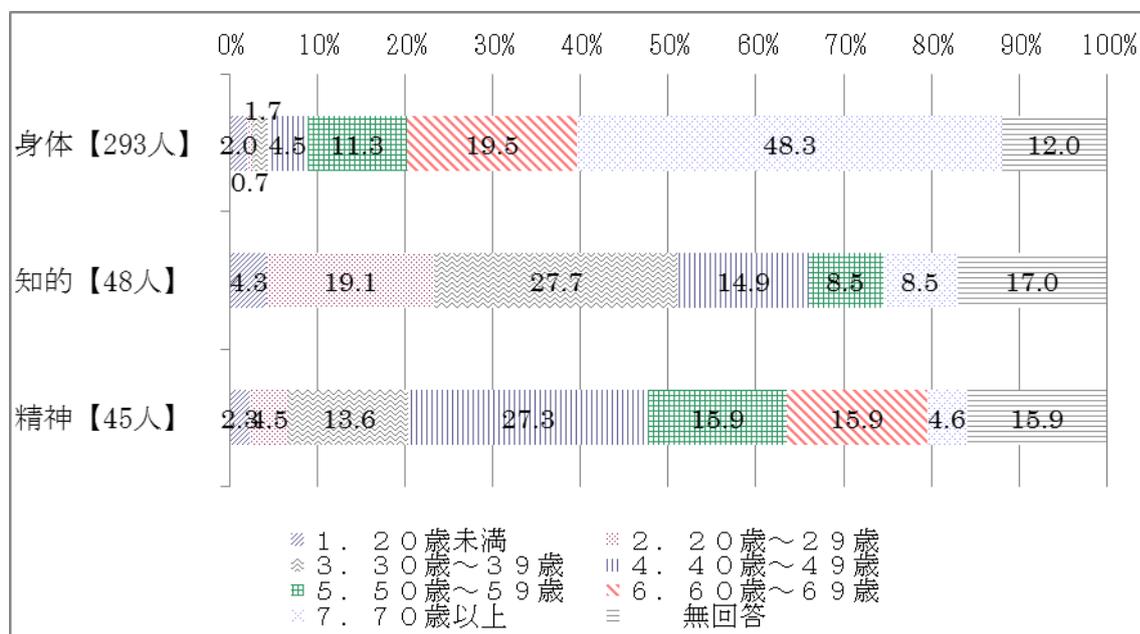
① 年齢

調査対象の身体障がい者は60歳以上の占める割合が67.8%で、高齢化を示しています。また障がい者全体の中で身体障がい者の占める割合は高くなっています。

知的障がい者は20歳以上50歳未満で61.7%と半数以上を占めています。

精神障がい者は20歳～60歳未満で61.3%になっています。また60歳以上でも20.5%を占めています。

(単位：%)



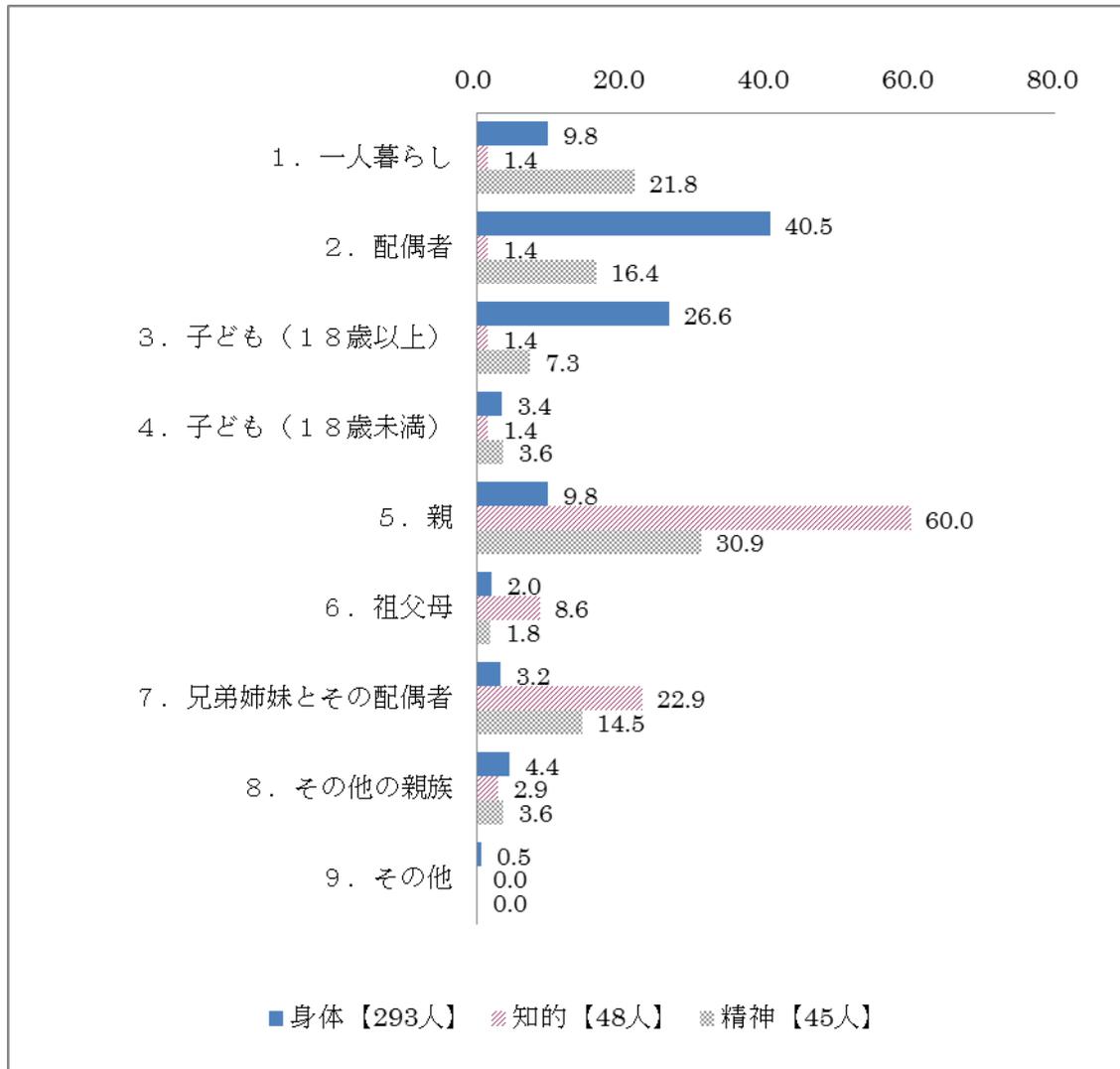
② 世帯(同居者)の状況 (複数回答)

身体障がい者では「配偶者」が 40.5%と最も多く、次いで「子ども(18歳以上)」が 26.6%となっています。

知的障がい者は年齢的にみても 50歳以下の割合が高いことから全体の約6割が「親」と同居しています。次いで「兄弟姉妹とその配偶者」も 22.9%となり、身体障がい者及び精神障がい者と異なる点です。

精神障がい者も「親」との同居の割合が高くなっていますが、「一人暮らし」の割合も高くなっており、他の障がい者と異なる点です。「一人暮らし」の割合はあまり高くありませんが、一人暮らしは社会的自立が困難な状況があるため、サービス等の支援体制の推進を図る必要があります。

(単位：%)

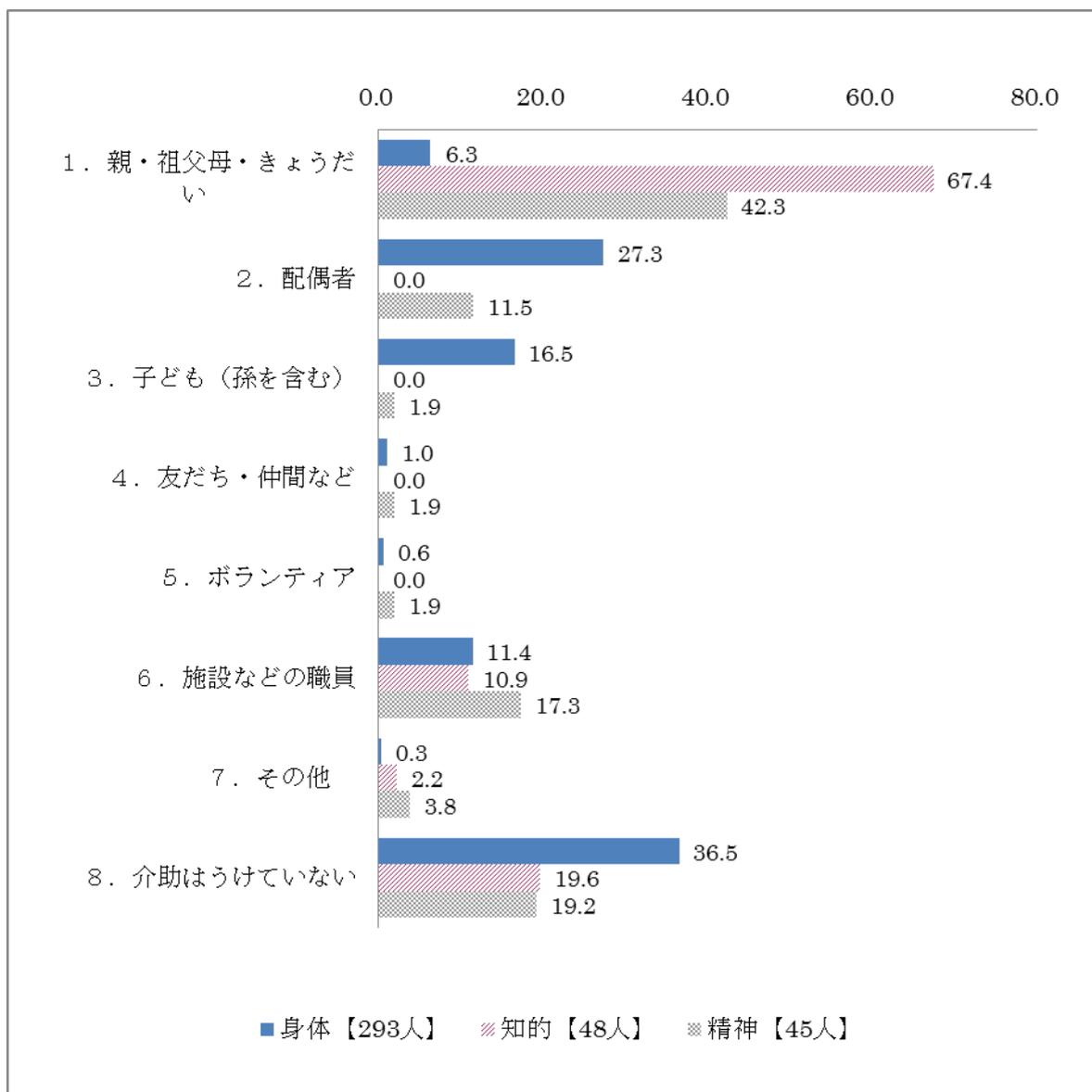


② 主な介助者

在宅で介助が必要な方の主な介助者は身体障がい者では、「配偶者」の割合が最も高く27.3%で、次いで「子ども」の16.5%となっています。

知的障がい者と精神障がい者は身体障がい者に比べて年齢層が若いため、知的障がい者は、「親・祖父母・きょうだい」が60%以上と高く、精神障がい者も40%以上と高くなっています。また、「子ども」を主な介助者としている方はほとんど無く、身体障がい者と特徴は異なっています。

(単位：%)



④ 悩んでいること、相談したいこと(複数回答)

現在悩んでいることや相談したいことでは、「自分の健康や治療のこと」がいずれの障がいにおいても高くなっています。また、知的障がい者や、精神障がい者は、「生活費など経済的なこと」も高くなっており、特に、精神障がい者は、「仕事や就職のこと」の悩みも高く、経済的な悩みがあります。

このことから、医療・経済的な支援策等を検討する必要があります。

※悩んでいること、相談したいこと（多いものから5項目を抜粋）

身体障がい 【293人】		知的障がい 【48人】		精神障がい 【45人】	
項目	%	項目	%	項目	%
自分の健康・治療のこと	24.4	生活費など経済的なこと	17.1	自分の健康や治療のこと	20.5
特にない	14.5	自分の健康・治療のこと	14.3	生活費など経済的なこと	17.3
生活費など経済的なこと	12.2	特にない	13.3	仕事や就職のこと	11.0
介助・介護のこと	9.4	家事のこと	9.5	家事のこと	7.9
緊急時・災害時のこと	9.1	緊急時・災害時のこと	7.6	住まいのこと	7.9

⑤ 福祉施策の重要度について

福祉施策について、「福祉手当の支給などの経済的支援」がすべての障がい者にとって最も重要度が高くなっています。また、身体障がい者は「交通の利便性の確保」、知的障がい者、精神障がい者は、「何でも相談できる窓口などの相談体制の充実」も重要となっています。

※福祉施策についての重要度（多いものから5項目を抜粋）

身体障がい者 【293人】	知的障がい者 【48人】	精神障がい者 【45人】
項目	項目	項目
福祉手当の支給などの経済的支援	福祉手当の支給などの経済的支援	福祉手当の支給などの経済的支援
交通の利便性の確保	何でも相談できる窓口など相談体制の充実	何でも相談できる窓口など相談体制の充実
高齢者、障がいのある人、児童の施設サービスの充実	差別や偏見をなくすための人権教育や広報活動の充実	交通の利便性の確保
道路の段差解消など、バリアフリー化の推進	高齢者、障がいのある人、児童の施設サービスの充実	行政からの保健や福祉に関する情報提供の充実
何でも相談できる窓口など相談体制の充実	働く意欲のある人への就労支援の充実	差別や偏見をなくすための人権教育や広報活動の充実

第4章 計画策定の基本的考え方

1 基本理念

障がいの有無に関係なく、すべての人が互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らす共生社会の実現を目指します。

2 基本目標

基本理念のもと、すべての人が自分らしく生き生きと暮らしていける社会の実現を目指して、次の6項目を基本目標とします。

1 保健、医療、教育及び療育の充実

地域社会で安心して暮らしていけるような保健、医療の充実に努めます。また、ライフステージに応じた教育や療育の充実に図ります。

<目標達成のための施策の方向性>

- (1) 保健・医療の充実
- (2) 障がい児への教育の充実

2 理解と交流の促進

すべての人が互いに人格と個性を尊重し合い暮らしていける社会にするため、障がい者理解と地域住民との交流の促進を図ります。

<目標達成のための施策の方向性>

- (1) 障がいについての理解促進
- (2) 交流・ふれあいの促進
- (3) ボランティア活動の推進

3 相談支援、福祉サービスの充実

障がい者が住みなれた地域で、自立した生活をおくるためには、相談支援と福祉サービスの充実が不可欠です。

<目標達成のための施策の方向性>

- (1) 相談支援体制の整備
- (2) 福祉サービスの充実

4 就労の促進

障がい者が経済的に自立し、自分らしく生き生きとした生活を送れるよう、就労の促進と日中活動の充実のための支援を行います。

<目標達成のための施策の方向性>

- (1) 就労支援
- (2) 日中活動の充実

5 権利擁護と虐待防止

日常生活を送る上で、意思決定が困難な障がい者の権利を擁護します。また、虐待の防止を図ります。

<目標達成のための施策の方向性>

- (1) 権利擁護の推進
- (2) 虐待防止に対する支援体制の整備

6 生活環境の整備

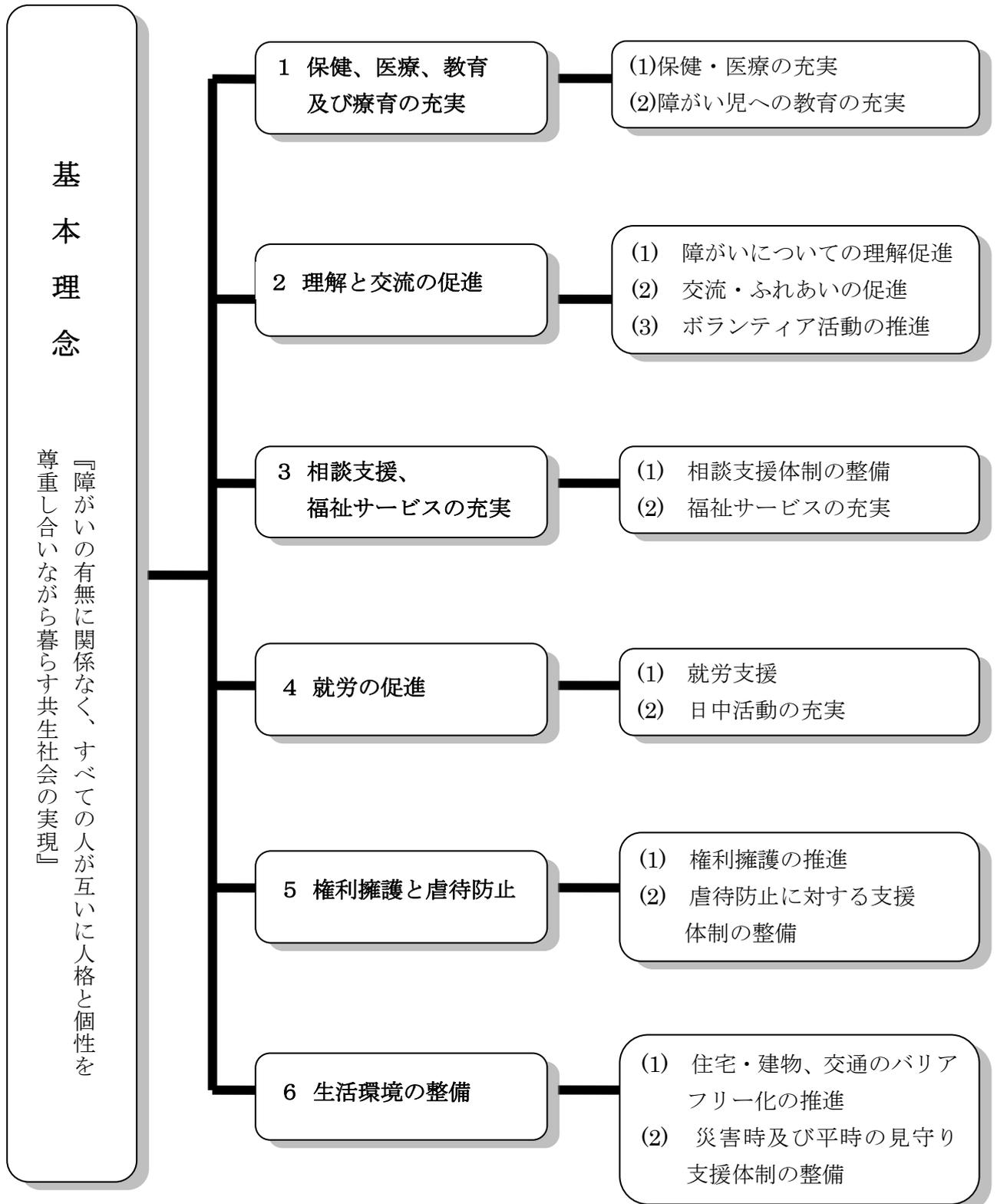
障がい者が地域社会で安心して快適な生活を送れるよう施設や情報のバリアフリー化や災害時の支援体制整備、住宅環境、移動手段の整備を図ります。

<目標達成のための施策の方向性>

- (1) 住宅・建物、交通のバリアフリー化の推進
- (2) 災害時及び平時の見守り支援体制の整備

第5章 施策の展開

◇施策の体系図



基本目標 1 保健・医療、教育及び療育の充実

(1) 保健・医療の充実

現状と課題

◇障がいの早期発見・早期対応を図る観点から、妊婦・乳幼児を対象に定期的に健康診査を実施し、発育状況や健康状態を知り、障がいの発見と相談などの支援を行っています。

成人期については、特定健康診査等をはじめ各種がん検診、骨粗しょう症検診等を行なうなど、ライフステージに合わせて障がいの原因ともなる生活習慣病の予防および早期発見に努めています。

◇近年、過度のストレスや悩みから健康を損ない、様々な精神疾患が自殺の要因となっています。

また、原因が未だ解明されていない統合失調症等の障がい者が、社会生活を営む上で抱える様々な悩みに寄り添い、障がいの特性に応じた適正な支援を行うことが求められています。

◇福祉医療費の助成については、県と共同で実施しており、医療負担の軽減を図る観点から、福祉医療費助成制度の継続が求められています。

今後の取組み

施策	内容
① 母子保健の充実	公費負担による健康診査（妊婦健康検査）や妊婦教室を開催し、妊婦の健康状態の把握に努め、医療機関と連携を図り、適切な支援を行います。 未熟児・乳児の家庭訪問や、乳幼児健康診査、相談事業の充実を図ります。

②生活習慣病等予防対策の推進	障がいの原因となる生活習慣病の予防や早期発見のための健康診査を実施するとともに、予防に向けた知識の普及や啓発を図るための健康相談・健康教室の充実を図ります。
③精神疾患に対する理解促進	<p>統合失調症や気分障がい（うつ病等）などに関する理解促進や、早期治療、相談事業の啓発を進めます。</p> <p>また、発達障がい者が周囲の無理解などにより、気分障がい（うつ病等）や適応障がいなどの二次的障がいを生起させないよう啓発を進めます。</p>
④自殺予防対策の推進	地域自殺対策推進会議の開催による関係機関との連携を図るとともに、ゲートキーパー養成講座の開催や自殺予防のための啓発及び相談支援に取り組みます。
⑤福祉医療費助成制度の運営	重度心身障害者の医療費の自己負担に対する助成を行い、経済的負担の軽減と保健福祉の増進を図ります。

(2) 障がい児への教育の充実

現状と課題

◇障がいの有無にかかわらず分け隔てない社会をつくるには、幼児期から障がいのある幼児と周りの幼児がともに遊び、学ぶ機会の拡充が重要です。一方、障がいのある幼児の発育および発達を支援するため、個別の教育支援および指導を行なうことも重要です。そのため、保育所・幼稚園における障がい児保育・教育の充実や就学相談の実施を促進します。

◇障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学を進めるため、本人や保護者の意向を尊重しながら、できる限り通常学級や支援学級において教育を受けることができるようにすることが求められています。

◇アンケート調査によると、「安心して子どもを生み育てられる子育て環境の充実」について、「重要」・「やや重要」と回答した人が、身体障害者は45.8%、知的障害者は47.5%、精神障害者においては35.8%となっています。

今後の取組み

施策	内容
① 障がい児保育・教育の充実	保育所・幼稚園では、集団保育を通じて、個々の児童に合わせた適切な指導のもとに健全な成長発達を支援します。また、指導員による保育所等への訪問指導の実施を促進します。
② 就学相談の実施	障がいのある子どもの小・中学校、特別支援学校への入学・進学にあたり、子どもに適した進路が確保されるよう専門家による相談会の実施を促進します。
③ 特別支援教育の充実	特別な支援を必要とする児童・生徒が、住み慣れた地域の学校で教育を受けられるように、スタディ・メイトの充実を図るとともに、将来の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導および必要な支援を行います。

④ 教育センターの機能充実	不登校状態にある子どもたちに対し、「適応指導教室（あゆみ教室）」を開設し、スクールカウンセラーと連携を図りながらカウンセリングや個別学習・体験学習等を通して、集団生活への適応を促し、学校への復帰を支援します。
---------------	--

基本目標 2 理解と交流の促進

(1) 障がいについての理解促進

現状と課題

◇障がい者が市民の一員として安心して生活するためには、障がい者自身が自立を図る一方で、すべての市民が障がい者に対して、その特性を理解した上で、どのような支援が必要かを理解することが必要です。

◇ライフステージに応じた福祉教育を行い、障がい（者）理解を促進することが必要です。

◇アンケート調査によると、「障がい者に対する差別や偏見をなくすための人権教育や広報活動の充実」について、「重要」・「やや重要」と回答した人が、身体障害者は 38.5%、知的障害者は 75.0%、精神障害者においては 62.5%となっています。

今後の取組み

施策	内容
① 福祉教育等の充実	市の出前講座など市民のニーズに応じた学習機会、学習メニューの提供に努めます。また、小中学校の特別活動などを利用して、人権や福祉について学ぶ機会の充実を図ります。
② 障害者週間等の啓発・交流事業の推進	「障害者週間」（12月3日～9日）、「障害者雇用支援月間」（9月1日～30日）、「人権週間」（12月4日～10日）などの機会に、障がいや障がい者に対する市民意識の向上に向けて、広報・啓発活動を効果的に推進します。

(2) 交流・ふれあいの促進

現状と課題

◇障がい者団体間の情報を共有して、各々の課題の解決につながるよう、定期的な情報交換が望まれています。

◇障がい者が地域で安心して生活していくためには、様々な人との交流機会を増やしていくことが必要です。

◇アンケート調査によると、「誰もが参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実」について、「重要」・「やや重要」と回答した人が、身体障害者は22.9%、知的障害者は20.6%、精神障害者においては25.6%となっています。

今後の取組み

施策	内容
① 地域交流の促進	市が主催する各種スポーツ大会やイベント、各地区で開催される各種行事に障がい者が参加することで、障がい者と地域住民とのふれあい交流を促進します。
② 障がい者団体間のネットワークづくり	障がい者団体との意見交換会等の開催により、各種情報の提供など、各団体の活動を支援するとともに、団体間のネットワークづくりを促進します。

(3) ボランティア活動の推進

現状と課題

◇ボランティア活動について啓発活動を推進するとともに、ボランティアセンターが実施する各種ボランティア養成講座を支援し、人材育成と確保に努めています。

◇ボランティア活動の推進のためには、市民へのボランティア意識を啓発するだけでなく、意欲のある人がボランティア活動に参加しやすい環境の整備が必要です。

また、その活動内容を充実させるためには、ボランティア活動の支援に加え、障がいをもつ人のニーズの把握とコーディネート、指導者の育成、社会福祉協議会などの連携を図るネットワークの構築などが課題となります。

◇アンケート調査によると、「ボランティアの育成や活動、地域活動への支援の充実」について、「重要」・「やや重要」と回答した人が、身体障害者は30.8%、知的障害者は40.0%、精神障害者においては35.0%となっています。

今後の取組み

施策	内容
① ボランティアの育成、確保	ボランティア活動については、引き続き、各種養成講座を開催し、人材の育成、確保に努めます。 なお、講座の開催にあたっては、ボランティア活動に対する市民の理解が高まるよう、市広報、市ホームページ等を活用し積極的に広報活動を行います。
② ボランティア活動の充実	ボランティア活動に対する障がい者のニーズの把握に努めるとともに、地域生活において障がい者と住民のつなぎ役としてボランティアを位置づけ、ボランティア団体の活動支援等を推進します。

基本目標 3 相談支援、福祉サービスの充実

(1) 相談支援体制の整備

現状と課題

◇障がい者やその家族が不安になったり、孤独感に陥らないようにするには、いつでも気軽に話し合えたり相談できる身近な相談場所が必要です。また、福祉サービスなど必要なサービスを自ら選択し契約を行うためには、わかりやすく的確な情報提供を行うとともに、個人のニーズに合わせ複数のサービスを組み合わせて利用するプランニングや事業間の調整、サービス導入後のモニタリングなど、ケアマネジメントを含む相談支援体制が重要となります。

◇アンケート調査によると、「悩んでいること、誰かに相談したこと」について、身体障害者は 85.5%、知的障害者は 86.7%、精神障害者においては 95.3%の多くの方が何かしらの悩みや相談ごとを抱えています。

また、「主な相談相手」として、「家族・親戚」と回答した人が最も多く、身体障害者は 51.1%、知的障害者は 51.3%、精神障害者においては 38.4%となっています。

今後の取組み

施策	内容
①相談支援体制の充実	障がい者や家族などからの様々な相談内容に応じて、サービス事業所や保健・医療・福祉の関係機関との連携を図り、障害者相談員など身近な相談窓口や専門的な相談機関に至る総合的な相談支援体制の充実を図ります。
②ケアマネジメントの充実	障害者自立支援協議会の各専門部会において、事例検討会議を更に活発に行い、地域のニーズや地域課題を抽出し、支援困難事例の解決に努めます。また、支援者間での情報を共有することなどにより、ケアマネジメントの充実を図ります。

(2) 福祉サービスの充実

現状と課題

◇平成 18 年の障害者自立支援法の施行後、本市においても新サービス体系への移行が進み、福祉サービスの一本化により、障がいの種別にかかわらず、共通の福祉サービスを利用できる環境が整備されており、法に基づく介護給付、訓練等給付をはじめ、平成 24 年の児童福祉法の改正に伴う児童通所給付も行なっています。

さらに、市町村の裁量に基づき実施できる地域生活支援事業についても、利用者のニーズを把握し、多くの事業を行なっています。

◇障がい者が、自分の利用できるサービス、利用する事業所の特色などの情報を、事前に十分に把握することが困難なため、サービス利用に至らない、または、利用を開始してもすぐに中止してしまうことがあります。

◇地域に利用可能な施設等が不足しており、今後の施設整備が課題となります。不足する施設としては、通所による日中活動・訓練施設としての就労移行・就労継続支援施設や重度の心身障害者が利用できる生活介護施設、児童発達支援や放課後等デイサービスを行う児童通所施設、グループホーム・ケアホームなどが考えられます。

◇アンケート調査によると、「特に必要な支援制度・サービス」については、身体障害者は、「車いすなど福祉機器の普及」、知的障害者、精神障害者においては「施設などにおける生活の充実」の要望が高く、また、いずれの障がいにおいても「相談支援体制の充実」が必要とされています。

今後の取組み

施 策	内 容
① 福祉サービスの充実	<p>障がい者が必要とするサービスについて、相談支援事業所と連携を図りながら、質の高いサービスを円滑に提供できる体制整備を促進します。</p> <p>また、施設や病院から地域移行を希望する人については、グループホーム・ケアホームの入居や在宅生活などにより、地域移行を支援します。</p>
② 情報提供の充実	<p>障がい者のハンドブックを作成し、補装具や日常生活用具の支給等の各種福祉サービスの周知を図ります。</p> <p>また、障害者地域自立支援協議会と連携を図り、障がい者が利用する居宅、通所サービス事業所等を紹介するパンフレット等の作成により、利用希望者のニーズにあった事業所や施設を選ぶ際の参考となる情報の提供を行います。</p>
③ 障害者施設の整備促進	<p>施設の不足により希望するサービスを利用できずにいる障がい者の減少に努めるため、各事業者に働きかけ、施設整備の促進を図ります。</p>

基本目標 4 就労の促進

(1) 就労支援

現状と課題

◇国では、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により、公的機関や民間企業に対し障がい者の法定雇用率を設定し、その達成を促進し、障がい者の雇用の受け皿の拡大を進めています。

本市においても、障がい者の雇用が促進されるよう、今後も障がい者雇用・就労に関する啓発活動を継続的に行なっていく必要があります。また、障がいの特性に適した多様な就労の場を確保することが必要です。

◇障害者就労施設等の福祉的就労の場は、働く場・生産活動の場としての役割のみならず、障がい者の日中の居場所や多くの人とのふれあいの場、相談の場となるなど、多面的な役割を担っています。

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進することとされ、福祉的就労の場の安定的な確保と工賃の底上げを図ることが期待されています。

◇雇用対策法、職業安定法、障害者の雇用の促進等に関する法律などにに基づき、障がい者に対する職業訓練や相談支援、事業主への助成等が行われています。しかし、現実には障がい者の就労は極めて厳しいものとなっています。

そのため、就労のための訓練の場を充実させるとともに、労働関係機関との連携及び企業への啓発、特別支援学校卒業生の進路支援などが必要とされています。

◇アンケート調査によると、「現在、仕事をしている人」は、身体障害者は 28.2%、知的障害者は 72.1%、精神障害者においては 27.9%となっています。仕事をしている人で「企業などで働いている人」は、身体障害者は 57.4%、知的障害者は 51.5%、精神障害者においては 25.0%となっており、「福祉施設など働いている人」は、身体障害者は 3.7%、知的障害者は 48.5%、精神障害者においては 66.7%となつて

います。

また、「仕事をしていない理由」は、身体障害者は、「年齢のため」が一番多く、知的障害者、精神障害者においては「働けない・働きたくない」が多数を占めました。その理由としては、障害の程度、通勤が困難、働くことへの不安などがあげられます。

さらに、「働く上での条件」は、障がいにあった仕事内容・勤務条件、障がいに対する周囲の理解があることが重要となっています。

今後の取組み

施 策	内 容
① 一般就労の推進	身体障がい、知的障がい、精神障がい等の障がいの特性に応じた就労支援のあり方について検討するとともに、公共職業安定所や商工会議所等と連携を図り、地元企業に対して、法定雇用率の達成や受け入れ職場の障がい者への理解など、障がい者雇用に係る積極的な啓発活動を展開します。
② 福祉就労の推進	障害者就労施設等の商品やサービス活動等を広く市民・企業に紹介するなど、販売の拡大に向けた広報活動を推進します。 また、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成し、優先的かつ積極的に物品やサービスの調達を行います。
③ 就労支援体制の充実	障がい者の雇用促進に向けて、公共職業安定所など労働関係機関と連携を強化し、雇用・就労についての情報のネットワーク化を図るとともに、企業等への意識啓発や就労先の開拓、就労意欲の向上への取り組み、就労後のフォローなど、総合的な就労支援体制の構築を推進します。

	<p>また、特別支援学校の卒業予定者が希望する進路に進むことができるよう、特別支援学校及び関係機関、本人・保護者等と個別に協議します。</p>
--	---

(2) 日中活動の充実

現状と課題

◇障がい者の日中活動の場として、生活介護施設、就労継続支援施設、地域活動支援センターなどがありますが、こうした障害者施設を利用したいと考えていても、施設までの移動手段の問題から自宅での日中生活を送っている人も少なくありません。毎日の家族や施設による送迎はともに負担が大きいため、障がい者が自ら通える移動手段の環境の整備が必要です。

◇アンケート調査によると、「外出するときの交通手段」は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者ともに「自家用車」が一番多く、身体障害者は、「タクシーまたは施設等の送迎車」、知的障がい者、精神障がい者は「自転車・バイク」等の利用も多い状況です。

◇日中活動の場を探しているが、自分に合った施設がどこにあるか、また、施設がどんな活動をしているのか分からないなどの意見が聞かれます。日中活動の情報を積極的に提供する必要があります。

◇アンケート調査によると、「福祉サービスに関する情報の入手先」については、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者ともに「家族・親戚」からが一番多く、市や各種相談機関からなど外部からの情報提供が十分であるとは言えない状況です。

今後の取組み

施策	内容
① 移動手段の確保	福祉有償運送事業は障がい者の移動手段として有効ですが、日常的に利用した場合、費用面での負担が大きくなるため、コミュニティバス「のる my car」の主要施設への乗り入れなど、障がい者が安心して利用できる移動手段の方策について関係機関と協議を進めます。

②情報提供、情報収集の充実	一人ひとりの障がい特性に合った日中活動の場を選択できるよう、障害者地域自立支援協議会と連携を図り、各事業所の特徴や活動メニューなどを紹介したパンフレット等の作成により、各種情報の提供に努めます。
---------------	---

基本目標 5 権利擁護と虐待防止

(1) 権利擁護の推進

現状と課題

◇障がい者が地域で自立した生活を送るには、買い物や、金銭・財産の管理、福祉サービス利用の契約行為などをする必要があります。知的障がい者や精神障がい者の中には、こうした財産管理や契約行為等の意思決定が困難な人もいます。このような人たちが、地域で安心して暮らしていくための制度として「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」がありますが、制度に対する認知度は低い状況であり、制度を必要とする人が必要な支援を受けられるよう、これまで以上に普及を図る必要があります。

今後の取組み

① 成年後見制度の利用支援	障がい者が地域で安心して生活するにあたり、成年後見制度を活用することができるよう低所得者等への経済的支援の実施を図ります。 また、社会福祉協議会や相談支援事業所等と連携を図り、成年後見制度の利用に関する情報の周知に努めます。
② 日常生活自立支援事業の推進	社会福祉協議会との連携を図り、知的障がい、精神障がい、高齢などのため、判断能力が十分でない人を対象に、在宅福祉サービスの利用手続きなどを援助し、地域での自立生活を支援します。

(2) 虐待防止に対する支援体制の整備

現状と課題

◇虐待は、障がいのある人の尊厳を害するものであり、自立した社会生活及び社会参加を進めるに当たってもその防止は極めて重要です。虐待の背景には、障がいのある人の養護者による介護負担をはじめとする様々な課題が重なり合っている状況も考えられることから、虐待防止と併せて養護者に対する支援も同様に実施していく必要があります。

◇平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行され、本市に「障害者虐待防止センター」富山県に「障害者権利擁護センター」が設置されました。(24 時間 365 日対応)

◇障がい者に対する虐待は、表面化しにくく、発見が遅れる可能性があります。地域住民や障がい者施設関係者等が虐待防止の意識を高め、発見や通報をしやすくする体制づくりが必要です。

今後の取組み

<p>① 障がい者への虐待の防止</p>	<p>障害者虐待防止センターにおいて、養護者や障がい者福祉施設従事者、使用者による虐待についての通報受付や状況確認を行い、解決に向けた支援を行っていきます。特に養護者による虐待は養護者の介護負担など多くの問題を抱えている場合が多いため、養護者の生活状況も含めた支援を、多方面の専門家が参加する会議の開催等を通じ、幅広い支援を行っていきけるよう検討します。</p> <p>また、虐待に関する通報義務等の市民等への情報提供や啓発、地域住民との協働体制の構築についても併せて検討していきます。</p>
----------------------	---

基本目標 6 生活環境の整備

(1) 住宅・建物、交通のバリアフリー化の推進

現状と課題

◇自宅で暮らしている障がい者の多くが、将来的にも住み慣れた自宅で暮らしたいと思っています。しかし、自分にあつた快適な生活を送るためには、住環境の整備（リフォームなど）が必要となり、その改修には多額の費用がかかり十分な住宅改修ができない人もいます。

在宅の重度障がい者の日常生活を支え、また介護者の介護の負担軽減を図るため、既存住宅の改修にかかる経費の一部を助成しており、引き続きその取り組みを継続していく必要があります。

◇公共交通機関や道路、公園などの整備については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」及び「富山県民福祉条例」等に基づいた施工を行なっており、障がい者の移動及び施設利用の利便性と安全性の向上に努めています。

◇障がい者や高齢者等の移動にかかる利便性と安全性の向上のために、公共交通機関や道路、施設などにおいてバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れながら整備を進めることが必要です。

また、バリアフリー対応型信号機の設置等、交通安全対策については、警察署などと連携を図りながら、障がい者の視点を踏まえ、取り組んでいく必要があります。

◇アンケート調査によると、「外出するための必要な整備、援助」については、「住宅・建築物のバリアフリー化」、「道路の段差解消や歩道整備」、「障害者用駐車場の整備」などがより必要とされています。

今後の取組み

施 策	内 容
① 住環境整備の促進	<p>障がい者が住み慣れた住宅で生活を継続できるよう、住宅改修費の助成を継続し、障がい者の自立生活を支援します。</p> <p>また、社会福祉協議会と連携を図り、障がい者の住宅改修などに必要な資金を貸し付ける生活福祉資金についての周知を図ります。</p>
② 建築物のバリアフリー化の推進	<p>「バリアフリー新法」及び「富山県民福祉条例」等に基づいた公共交通機関や道路、公園などの整備を引き続き進めることにより、障がい者の移動や施設利用の利便性や安全性が向上し、誰もが安心して快適に暮らせるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。</p> <p>また、不特定多数の人が利用する民間施設については、バリアフリー化の普及啓発を行います。</p>
③ 公共交通機関・道路環境整備の促進	<p>障がい者の利用頻度の高い路線の主要交差点部について、歩道の段差解消に努め、歩行者や自転車通行が多く、危険性の高い主要な路線については、歩道の整備などを実施し、歩道及び歩行空間の整備を促進します。</p> <p>また、障がい者の利用頻度の高い道路網を重点に、今後もバリアフリー対応型信号機の設置を要望していくとともに、警察署などの関係機関と連携を図りながら、障害者の視点に立った交通安全対策を推進します。</p> <p>さらには、車いすの利用者をはじめ、障がい者が利用しやすいように、コミュニティバス「のる my car」のバスの更新時には、超低床バスの導入を推進します。</p>

(2) 災害時及び平時の見守り支援体制の整備

現状と課題

◇災害時における初期活動は、一緒に住んでいる家族や身近に暮らす地域の人との連携がいかにかに確立されているかに大きく左右されます。本市では、平成 20 年度から町内会、民生委員、児童委員、福祉見回り隊等の協力のもと、災害時要援護者台帳を整備し、要援護者の見守り体制を促進していますが、障がい者の方々の登録は十分な状況とは言えません。引き続き関係機関と連携を図りながら登録の促進が必要です。

◇日常生活に不可欠な医療や福祉用具等が災害により供給停止とならないよう、関係機関による連絡体制を確立し、災害時における物品などの供給を確保する必要があります。

◇地域との結びつきの希薄化、プライバシーの問題、地域での障がい者への理解が乏しいなどの理由から、家族が地域との関わりや障がい福祉サービスの利用等を拒否することがあります。このような家庭が地域で孤立することのないよう支援体制の整備が必要です。

今後の取組み

① 防災情報提供の推進	市からの災害情報や防災情報をメールでお知らせする「災害情報配信サービス」について、さまざまな機会を通じて周知し、登録の促進に努めます。
② 災害時の支援体制の整備促進	引き続き、町内会や民生委員等の協力のもと災害時要援護者台帳の登録促進に努めるとともに、社会福祉協議会が各地区で実施する「地域支え合いマップ」づくりを支援します。 また、災害時の避難所での生活に、特別な配慮を必要とする避難者については、必要に応じて福祉避難所と連携して支援を行います。

	<p>さらに、障がい者及びその家族が不自由なく避難所で生活できるよう、環境整備に努めるとともに、医療及び日常生活に必要な物品を確保できる体制の整備を図ります。</p>
<p>③ 平時の見守り体制の整備推進</p>	<p>引き続き、町内会、民生児童委員、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、警察等の関係機関と連携を図りながら、少しずつでも地域と関わりを持てる環境づくりを目指し、また、向こう三軒両隣の小さなグループでのさりげない見守りで安否確認を行い、SOSのシグナルを見逃さない支援体制の整備に努めます。</p>

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

計画に掲げた様々な施策や事業の推進にあたっては、市民、障害者団体、福祉関係機関、サービス提供事業者、NPO、企業、行政等が幅広く協働して推進していくことが必要となります。そのため、行政をはじめ、それぞれの分野で必要な役割を果たし、社会全体でこの計画の実現のために努めていくこととします。

1. 市民の役割

障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくりあげていくという認識のもと、すべての人がお互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らす共生社会を実現するためには、市民の誰もが障がいや障がい者のことを正しく理解することが不可欠です。さらには障がい者の自立や社会参加に対し、地域全体が支援し協力するよう努めていくことが必要です。

2. 障がいのある市民及び家族の役割

障がい者が、社会的に自立するためには、積極的に社会参加をするとともに、主体的な生活を送るための自己選択・自己決定が必要です。また、家族にあっては、本人の意向を尊重し、様々な制度や生活支援サービスを有効に利用することが大切です。

3. 事業者及びNPOなど関係団体の役割

サービス提供事業者やNPOなど関係団体は社会的使命の重要性を十分認識し、障がい者の自立支援の視点に立ったサービスの質的な向上や事業運営の情報公開など公正な運営が求められます。

4. 行政の役割

行政は市民、企業や事業主などに対して、障がいや障がい者についての正しい理解の促進に努めるとともに、関係機関などと連携のもと、必要な施策を着実に推進していきます。また、実態やニーズの把握に努め、必要に応じて事業の見直しを図りながら、各種事業を実施していきます。

2 計画の進行管理

この計画の進行管理については、本市が行なっている行政評価等の状況も参考にしながら、障害者地域自立支援協議会において報告し、進捗状況を分析・評価します。

3 計画の柔軟な運用

障がい者のニーズや生活環境の多様化など社会情勢の変化や、国の障害者施策の動向など、状況の変化によっては必要に応じて計画内容の見直しを行なうなど、柔軟な運用を行なうよう努めます。

(用語解説)

あ行

オストメイト対応トイレ

手術によって腹壁に人工肛門や人工膀胱の排泄口（ストマ）を増設した人をオストメイトといい、オストメイトが排泄物を処理するための設備を有するトイレのことをいいます。

か行

グループホーム

障がい者に対し、共同生活を行う住居において、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を提供する施設のことです。

ケアマネジメント

障がい者や家族からの相談に応じ、障がい者一人ひとりの心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況などを踏まえ、必要とされる様々な種類のサービスを組み合わせた計画を作成し、計画に基づくサービスの実施状況の把握や評価を行い、必要があれば計画を見直す仕組みのことです。

ケアホーム

障がい者に対し、共同生活を行う住居において、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などの援助を提供する施設のことです。

ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

コミュニティバス

滑川市内の公共交通機関として、身体障がい者、高齢者、子供等の方々にも安全で利用しやすく、市民の多様なニーズにきめ細かに対応していくための地域密着型バスのことです。

さ行

スクールカウンセラー

心の問題に対応するため、学校に配置される専門家のことです。

スタディ・メイト

小・中学校に在籍している学習障害や高機能自閉症などの障がいのある子どもたちが、学校の中で友達と仲良く遊んだり勉強したり、楽しい学校生活を送ることができるよう支援することです。

成年後見制度

判断能力の不十分な者の財産や権利を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度のことです。

な行

ノーマライゼーション

一般的には、障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいいます。障がい者であろうと健常者であろうと、同じ条件で生活を送ることができる成熟した社会に改善していこうという営みのすべてをノーマライゼーションといいます。

NPO

営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体のことです。

は行

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で用いられます。障がい者や高齢者などが、生活や行動する上で妨げとなる障壁を社会、街、施設、道路、住宅、人々の意識から取り除くことをいいます。

法定雇用率

障がい者の雇用の促進などに関する法律で、雇用者に占める障害者のある人の割合が一定以上であるよう事業主に義務付けられており、その割合をいいます。一般の民間企業では1.8%、官公庁では、2.1%と定められています。

や行

福祉有償運送

社会福祉法人やNPO法人等が一人では公共交通機関を利用することが困難な身体障がい者や要介護者の移送を行うことです。

ユニバーサルデザイン

ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。